



滋賀県公衆浴場入浴料金審議会の

公募委員を募集します！！

地域の公衆浴場の入浴料金は、利用する皆さんと、銭湯を運営する側の双方にとって、無理のない適正な価格になるよう話し合って決めています。この大切な議論に、あなたの声を届けられるのが公募委員です。地域の銭湯の未来を、私たちと一緒に考えてみませんか？

1 応募資格

県内に居住または勤務される、満18歳以上の方で(令和8年6月1日現在)、公衆浴場を利用する方、もしくは公衆浴場の実情に詳しい方。

※ただし、国および地方公共団体の議員、公務員の方、すでに県の審議会等の委員をされている方は応募いただけません。

2 募集人員

2人以内

3 任期

審議会開催期間(令和8年8月～9月頃に1回開催することを予定しています。)

4 委員の仕事

滋賀県公衆浴場入浴料金審議会に出席し、本県の公衆浴場入浴料金について、利用者または消費者を代表して意見を述べていただきます。

5 応募方法

滋賀県公衆浴場入浴料金審議会委員応募書(裏面)を記入の上、応募してください。

本県の公衆浴場入浴料金についての提案、意見等を400字程度にまとめた意見書(様式は特にありません。)

6 応募期限

令和8年7月15日(水)必着。

7 その他

- ・委員は、応募された方のなかから、選考会議で決定します。なお選考の結果は本人にお知らせします。
- ・当審議会は、公募委員を含む利用者または消費者の意見を代表する方、学識経験者、業界代表者の委員で構成されます。
- ・審議会に出席していただいた場合には、報酬および交通費をお支払いします。



《応募先または問い合わせ先》

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

TEL:077-528-3641(午前9時～午後5時 土日祝日を除く。)

FAX:077-528-4860

e-mail:el00(イ-エルゼロ 四〇)@pref.shiga.lg.jp

HP:<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/350296.html>



県HP

滋賀県公衆浴場入浴料金審議会委員応募書

滋賀県公衆浴場入浴料金審議会委員に次のとおり応募します。

フリガナ 氏名		年齢 歳	性別 ()
住所	〒 - 市・郡		
電話番号	(自宅・勤務先) TEL: - -		
公衆浴場の 利用状況	公衆浴場をどれぐらいの頻度で利用しますか。 (週・月・年)に 回程度		

以下の活動範囲は差し支えない範囲で記入してください。

	名 称	期 間
国・県・市町の 審議会委員、モ ニター等の経験		
	内 容	年月または期間
その他の活動 の経験		

【記入上の留意事項】

- 1 年齢は令和8年6月1日付けで記入してください。
- 2 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。
- 3 その他の活動の経験には、例えば、消費生活、環境、産業、教育、地域、女性関係などの団体活動・グループへの参加の状況や経験などを記入してください。
- 4 提出された応募書および意見書は返却いたしませんので、ご了承ください。